

諮問第三号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百三十二条の三第七項の規定に基づき、諮問する。

平成二十五年十二月五日提出

青森市長 鹿内 博